

(様式第1号)

平成28年度 第1回芦屋市廃棄物減量等推進審議会 会議録

日 時	平成28年8月8日(月) 14:30~16:45
場 所	芦屋市環境処理センター 1階 会議室
出席者	会 長：井上 尚之 副 会 長：千田 眞喜子 委 員：住友 英子, 武内 達明, 樋口 勝紀, 田中 隆, 大永 順一, 吉田 直久, 北村 佳子, 空田 和具, 藤田 芳子, 小笠原 清隆, 寺田 和生, 山城 勝 欠席委員：山本 竜一 事 務 局：北川市民生活部長, 北村環境施設課長, 藪田環境施設担当課長, 大上収集事業課長, 東山環境施設課係長, 尾川環境施設課係長, 山中環境施設課主査, 井上環境施設課係員 オブザーバー：(株) 日建技術コンサルタント 堀, 和田, 土居
事 務 局	市民生活部 環境施設課
会議の公開	■公開
傍聴者数	25人

## 1 会議次第

- (1) 開会
- (2) 委嘱状交付
- (3) 委員, 事務局紹介
- (4) 会長, 副会長選出
- (5) 連絡事項
- (6) 議題
  - ア 前期からの引継事項について
  - イ 一般廃棄物処理基本計画の策定について
  - ウ パイプライン施設の概要について
  - エ その他
- (7) 閉会

## 2 提出資料

- 資料1：会議次第
- 資料2：芦屋市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例
- 資料3：芦屋市一般廃棄物処理基本計画(ごみ処理基本計画)(概要説明)
- 資料4：芦屋市一般廃棄物処理基本計画(ごみ処理基本計画)《概要版》
- 資料5：芦屋市で発生するごみの処理フロー
- 資料6：芦屋市廃棄物運搬用パイプライン施設～パイプライン施設の概要について～
- 資料7：「目標値を達成するための方策」に対しての意見・提案書

### 3 審議経過

- (1) 開会
- (2) 委嘱状の交付  
委員の任期は、平成30年7月31日まで
- (3) 市長あいさつ
- (4) 委員，事務局自己紹介
- (5) 会長，副会長選出  
会長には井上尚之委員，副会長には千田眞喜子委員を選出
- (6) 芦屋市附属機関等の設置等に関する指針に基づき，議事録の公開を確認

(井上会長)

傍聴人につきましてご報告お願いいたします。おられますでしょうか。

(事務局 東山)

傍聴人は25人いらっしゃいます。お入りいただきます。

(井上会長)

25人おられるんですか。

(事務局 東山)

はい。最大の25人いらっしゃったということです。

—傍聴人入室—

(事務局 東山)

改めまして、ただいまから平成28年度第1回芦屋市廃棄物減量等推進審議会を開催いたします。私は本日、司会進行をさせていただきます環境施設課の東山と申します。よろしくお願いいたします。

傍聴者の方にお願いがございます。先程お配りしました資料の中にですね、傍聴時における遵守事項がございます。ご一読いただきまして、会議の進行にご協力をお願いしたいと思います。

そうしましたら井上会長，議事の進行をよろしく申し上げます。

(井上会長)

ただいまから議事に入りますが、事務局から本日の会議の成立について報告をお願いします。

(事務局 東山)

本日の会議につきましては、委員15人中14人の委員の出席を得ておりまして、委員の過半数の出席がございますので、審議会条例第6条第2項によりまして、この会は成立してございます。以上です。

(井上会長)

はい。ありがとうございます。

そうしたらですね、この審議会の役割、そして審議の進め方について、説明をお願いいたします。

(事務局 北川)

それでは私から簡単にご説明申し上げます。

新しい委員さんも7名おられます。

この審議会は、国の法律で決まっております、市の条例でもこの審議会を市の中に設置して、ごみの全般のこととか、分別とか、そういったことをみなさんのご意見をお聞きしながら行政がごみ行政をしていくという役割がございますので、審議会を設置しております。

それとですね、本日はお手元の次第でございますように、一般廃棄物処理基本計画の策定とパイプライン施設の概要についてと、この2点が議題になってございます。

お手元のこの緑の冊子は現行の基本計画、ごみをどのようにするかの基本計画です。見直しの時期になっております。来年度から5年間を目標に新しい計画を立てたいということでございます。この審議会も、ごみ行政全般のこともみなさんからご意見をお聞きするというのと、この計画、括弧としましてごみ処理基本計画となっております、このごみ処理の指針というものも、みなさんのご意見をお聞きするという事になっております。

この審議会で計画のご意見をお聞きするのですが、1度に全部のことをすることは難しいと思いますので、何度かに分けまして、この計画の説明をさせていただいて、最後にはこの計画に対してご意見をいただくという運びになっておりますので、今日はまず概要の説明とか、それと主だったところについてご意見をいただくということになっておりますので、よろしく申し上げます。

それともう1点、「パイプライン施設の概要について」でございますが、今日は新しい委員さんが7人来られていますので、もう一度、「パイプライン施設とはどういうものか」ということをスライドを使ってご説明をさせていただきたいと考えてございます。今後、みなさんの審議委員としての意見もお伺いすることになってまいります。その準備期間といたしまして、パイプライン施設の中身をもう一度説明したいというのが議題の2つ目になっております。以上でございます。

(井上会長)

はい。ありがとうございます。みなさまお手持ちのこの審議会次第ですね、その5番目の議題の1つ目に、前期からの引き継ぎ事項について、というのがございます。これについて、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局 北村)

はい。前期からの引き継ぎ事項についてですが、特にはございません。

(井上会長)

そういたしますと、お手持ちの審議会次第第5の2つ目ですね、一般廃棄物処理基本計画の策定について、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局 北村)

はい。議題に入る前に、今回ちょっとあまり時間がございませんので、ポイントでお伝えしたいと思います。

では、初めての方もおられますので、まずは基本計画の中身に入る前に、芦屋市で発生するごみ処理フローをご覧ください。これの説明を行いたいと思います。

ご存じの方もおられるとは思いますが、芦屋市で発生したごみの流れを表したものになります。生活系ごみ、事業系ごみが発生しますと、色んな種類の分別が出てきます。この赤枠の可燃性ごみ、燃えるごみなのですが、生ごみ、布類等は収集車もしくはパイプライン地域においてはパイプラインで芦屋市の環境処理センターに運ばれて、燃焼されて焼却灰は枠外になります。それがトラックに運ばれて、尼崎の受け入れ基地に運ばれます。そして船によって神戸市に埋め立てて処理されていきます。

次に資源ごみなのですが、缶、ビン、ペットボトルがあります。それぞれ環境処理センターに運ばれて、選別されて、ペットボトルは圧縮されて再生事業者に運ばれていって、ペットボトルは再生されます。缶、ビン等も再生資源となり、利用されていきます。

次に燃やさないごみで小型家電は選別されて同じように再資源化されます。

粗大ごみに関しては、使えるものはリユースされたりしますが、ほとんどが破碎されて木くず等は処理センターで燃やされます。

鉄類等は選別されてシュレッダーになり、再資源化されます。

紙資源の本とか、牛乳パック、雑誌類等はそのままパッカー車で再生事業者の工場に運ばれて再資源化されます。

集団回収の品目も直接、再生事業者の工場に運ばれて再資源化されます。

次に、芦屋市一般廃棄物基本計画、ごみ処理基本計画の内容説明に入りたいと思います。

基本計画は当初、平成 27 年度の策定予定でしたが、26 年度 10 月から導入した持ちごみごみの予約制の効果検証を実施したため、今年度の 28 年度策定することとし、計画初年度を平成 29 年度、目標年度を平成 38 年度とした 10 年間の長期計画になります。

ページをめくっていただいて、1 ページから策定の趣旨などです。色々な環境問題が生じたため、国において、環境基本法や循環型社会形成推進基本法の制定をはじめ、廃棄物処理法等の法整備が進められてきました。これに、これらの法体系のもとで、ごみの発生抑制や再使用、再生利用、熱回収の順に、循環的な利用を徹底した上で、適正な循環的利用が行われていないものは、適正処分を行うとして、循環型社会の構築が推進されてきました。芦屋市では家庭ごみハンドブックの配布や持ち込みごみ予約制の導入、スリム・リサイクル宣言の店の指定の他に、ごみの減量化・再資源化を推進し、国と同様に循環型社会の構築を目指してきました。今後の社会情勢の変化や様々な問題等に対応し、循環型社会の構築を目指すためには、さらなる廃棄物の減量化・再資源化を推進していくとともに、適正処理・処分を実施し、環境への負荷低減を図る必要があります。これらの状況から平成 24 年 3 月に策定した芦屋市一般廃棄物処理基本計画を見直し、新たな芦屋市一般廃棄物処理基本計画を策定いたします。

2 ページにいきまして、この図は国が出している図ですが、循環型社会の姿になっています。人間が生産したものは全て最終的にはごみとなります。その優先順位を表わしているものです。ごみの一番優先度が高いのは 1 番目の廃棄物を抑制する発生抑制：リデュース、2 番目に一度使ったものを何度でも使う再使用：リユース、原料を別のも

のに変換する再生利用：リサイクル，4番目に燃焼時に発生する熱を利用する熱回収：サーマルリサイクル，それにそれぞれリサイクルができないもの，最後に適正処分という順番になってます。

3ページにまいりまして，計画の位置付けですが，本計画は芦屋市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例に基づいて定めているものです。図からも分かりますように，国，県の関連法令に計画等を加えまして本市における上位計画である芦屋市環境計画や関連する諸計画との整合を図っていきます。芦屋市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例のもとに，一般廃棄物処理計画があり，その下に単年度で計画する一般廃棄物処理実施計画，今回策定することになる長期の一般廃棄物処理基本計画があります。

次に4ページにまいりまして，今回の対象期間になるんですが，平成24年3月に策定した前計画は中間目標年度を平成27年度，目標年度を平成32年度と定めていたが，前計画の見直しにおいて，平成26年度から導入した持ち込みごみ予約制の効果検証を実施したため，本計画は計画初年度を平成29年度，目標年度を平成38年度とした，10年間の長期計画とします。なお，本計画の中間目標年度は国の目標年度である平成32年度で設定します。本計画の見直しは中間目標年度の平成32年度に限らず，本計画の主要な事項に変更が生じた場合は，必要に応じて実施いたします。

次に適用範囲になるんですが，本計画で対象となる廃棄物の範囲は，黄色で囲っている生活系ごみ，事業系ごみ，特別管理一般廃棄物となっております。

次に5ページにまいります。第2章のごみ処理の現況です。

分別区分及び収集・運搬体制です。これはご存じの方もおられると思いますが，分別区分を絵で表しています。次に下に絵があるのが，集団回収のイメージ図になるんですが，集団回収は地域住民団体が回収した資源ごみである段ボール，雑誌，広告紙，新聞，紙パック，その他の紙類，古着，缶を市に登録した回収業者が回収し，再生事業者等に引き渡すことで，行政が直接関与することなく，再資源化が実施できます。また地域住民団体は回収量に応じて市から報奨金，回収業者から売却料金を得ることができます。

次に6ページにまいります。収集運搬体制の区域を表しています。

生活系ごみは市職員，市委託業者，パイプラインによる収集のいずれかを実施しております。一方事業系ごみは許可業者と委託契約するか，直接予約，持ち込みごみとすることになっております。下に絵がありますが，本市では自ら家庭ごみステーションにごみを排出することが困難であり，親族などの協力を得ることができない高齢者・障害者のある方はさわやか収集を実施しております。

次に7ページなんですが，中間処理後の最終処分になります。

これはごみの処理フローでもご説明したように，ごみが入ってきて，環境処理センターの中でこういうふうな最終処分場に持っていかれる内容を表しています。

次に8ページにまいります。排出量なんですが，これは過去6年間の平成22年度から平成27年度のごみの排出量を表しています。これにより，生活系ごみが4分の3を占めていることが分かります。

次に9ページで，ごみ処理量なんですが，焼却施設では搬入では29,347t，排出量は5,194tとなっております。資源化施設では搬入量は3,164tとなっております。リサイクル率はトータルで17.1%となっております。

次に11ページの3章にまいります。ここからが前年度の目標値の達成状況を表しています。読ませていただきます。前計画では中間目標年度を平成27年度とし，①1人1日当たりのごみ排出量，②が1人1日当たりの家庭系ごみ排出量，③が事業系ごみ排

出量の 3 項目について、国が定める第二次循環型社会形成推進基本計画における目標値を参考に目標値を設定しています。いずれの項目も未達成となっています。この未達成になっている原因なんですけども、これは下にコメントが書かれています。前計画を策定するにあたり、各項目のまず 19 年度時点で第 2 次国計画の目標値を満足していたため、厳しい目標値を設定していましたが、平成 22 年度以降は想定した程、減量化、資源化が進まずいずれの項目も未達成となっています。これは 11 ページの表で分かるように、1 人 1 日当たりのごみ排出量を示していますが、赤いラインが芦屋市、ブルーの破線が国を示しています。27 年度が 21% であり、芦屋市の目標値は 25% でありました。国の目標値は 10% になってます。19 年度を見ますと、ブルーの破線より赤いラインが下回っていますので、達成していることが分かります。22 年度からが逆転してしまいまして、赤いラインが上にきています。

次に 12 ページにまいります。これも同じように目標値に達成していません。実績値が平成 27 年度において約 28% 減であり、前計画の目標値は未達成となっていますが、第二次国の目標値は平成 19 年度時点で達成しています。下の図は平成 12 年度から 17 年度における急激な減量を示した表になっております。平成 13 年度から開始した粗大ごみの有料化による減量化や、平成 16 年度から開始した 12 分別収集により、それまで燃やすごみとして収集していた紙資源の資源ごみへの移行が要因と考えます。

次に 13 ページ、事業系ごみの排出量をみます。事業系ごみ排出量、これも基準年度の平成 12 年度から平成 27 年度までの表を表しています。この表は実績が国とは大きく乖離していることが分かります。この原因としましては、14 ページを見ていただくと、事業系ごみの排出量は経済状況や地域の形態が大きく影響すると考えています。本市と国の事業者数の推移を見ると、国の事業者数が減少しているのに対して、本市は増加傾向にあり、本市の事業系ごみは排出量が増えていることが要因だと思います。そのため、本計画の事業系ごみの排出量の目標値は前に示したことを踏まえて設定する必要があります。

次に 15 ページにまいります。施策取組状況なんですけども、これは 27 年度に市民アンケート、事業者アンケートを実施しました結果を表しています。これにより、市民に対しては買い物袋、マイバッグの持参、紙類、缶、ビンの分別徹底、再使用、再資源化しやすい製品の購入が実施率が高く、認知度が高く思われます。認知度が低いグリーンコンシューマーやリターナブル容器製品の購入は、製品自体の流通量が少ないことが影響していることが考えられます。

次に 16 ページにまいります。この表は事業者の役割を表しています。事業所の種類によって関係しない施策が含まれているため、全体的に実施率も低く、今後も何らかの方策が必要となりますが、特に全事業者が対象であるスリム・リサイクル宣言の制度としての登録や再利用部品や再生原材料を使用した製品等の購入は引き続き施策に反映して実施率の向上を目指す必要があります。

次に 17 ページにまいります。課題の抽出ですが、これは分別の実施状況を表しています。12 分別はできている市民が 60% 以上、半数以上いると考えられます。今後は 12 分別ができている市民の割合を増やす必要があります。下の表は焼却処理量における容器包装廃棄物の紙類の混入割合を示しています。資源ごみとして回収すべき紙類は、8.5% になっております。平成 27 年度におきまして焼却処理量が 29,347t であり、調査結果から、約 2,500t の紙資源が資源化されることなく、焼却処理されていることになり、容器包装類に該当しない広告紙、雑誌、その他の紙類を考慮すると、当該量はさら

に増加すると考えられます。

次に 18 ページにまいります。集団回収の実施状況ですが、積極的に参加をしているのが、56.7%示しています。あまり参加していない人が 11.8%となっていますので、これも増やす必要があります。

次に 19 ページで、事業系ごみの排出マナーですが、事業系ごみは本来ごみステーションには出してはいけないことになっていますが、家庭ごみステーションを利用している人が 33.6%あり、これも施策として啓発する必要性があります。

次に 20 ページにまいりまして、啓発方法、20 ページに市民の求める情報と、21 ページに事業者の求める情報のアンケートになっています。これは事業者、市民ともに施策による効果が確実に発揮されるように啓発する方法を見直す必要があります。

以上で概要説明は終わります。

次に、芦屋市一般廃棄物処理基本計画概要版、A3 のカラー刷りに入りたいと思います。

まず基本理念ですが、前計画と比較して時代に応じた基本計画としています。私たちは市民、「私たちの一人ひとりが主役となって身近なごみを意識し、持続可能な循環型社会を目指します」となっています。この「私たちは一人ひとりが」というところが「私たちは」で市民、事業者、市行政を示しており、一人ひとりが主役となり、生活していく上で身近なごみを意識し、未来に通用する循環型社会を目指します、という意味を表しています。

次に 5 つの基本方針にまいります。そのまま読ませていただきます。

「(1) ごみの減量化・再資源化の推進 国のごみ削減目標を考慮し、芦屋市の目標を定め、その目標を達成するための施策により、一般廃棄物の減量化・再資源化を進めるため、①発生抑制（リデュース）、②再使用（リユース）、③再生利用（リサイクル）の 3R を推進する、としています。

(2) 適正処理の実施 ごみ処理の中間処理施設として、ごみの種類や処理方法に応じて適正に処理し、最終処分量の減量を推進することで、環境負荷の低減に取り組む、としています。これに関しては、前計画では大阪湾フェニックスを重点的に適正に処理を実施するになっていました。

(3) 中間処理施設の整備、管理運営 社会環境の変化及び施設の老朽化に対応した適切なごみ処理を行うため、環境に配慮した施設の運営方針を定め、計画的に事業を進めていく。

(4) 収集・運搬計画 車両による収集・運搬については、分別区分や施設の運営方針に基づき、必要に応じた収集方法の見直しや体制の整備を進めていく。また、廃棄物運搬用パイプラインによる収集は、施設の老朽化等により、今後、維持管理費や補修費、更新費用の増加が考えられるため、施設の運営方針を定め、計画的に事業を進めていく。

(5) 市民・事業者・市（行政）の協働 市民・事業者・市（行政）がそれぞれの役割と責任を果たす中で、それぞれが主役となり、お互いに協力して、循環型社会を構築する、としています。(5) に関しましては、「市民・事業者・市（行政）」というのは、基本理念に掲げる「私たち一人ひとり」を示した基本理念の一つとして取り入れていません。

次に目標と計画にまいります。

ごみの減量化・再資源化の目標値という図がありますが、これは各種類のごみ、生活系ごみ、事業系ごみで、〇〇%削減とありますが、方策が決まりましたらここに目標数

値が入ってまいります。下のグラフ、過去の推移及び今後の見込みということで、今までのデータを集約しまして、27年度までの実績を表し、その後の単純予測を表しています。

次に分別区分及び収集・運搬計画です。

現在の12分別については、施設の運営方針に合わせ社会環境の変化に対応したものとします。また、パイプライン施設は、施設のあり方も含めた様々な課題を整理し、計画的に事業を進めていく。

次に、中間処理計画。焼却施設 稼働後20年を迎え老朽化が進行しており、今後も安定かつ効果的なごみ処理を行っていくため、施設の運営方針を定め、社会環境の変化に対応した施設整備を行う。資源化施設 焼却施設の運営方針に合わせ、安定かつ効率的な施設整備を行う。

次に、最終処分計画です。芦屋市では、焼却灰とバグ灰の最終処分場を市内に確保できないため、安全に安定して広域的に処理ができる大阪湾フェニックスに今後も引き続き埋立処分を委託して、最終処分を行う。

次に目標値を達成するための方策として、これは項目数が多くあるため、拡充と新規のみ説明したいと思います。

まず市の役割としまして、マイ食器、マイボトルの使用が新規で入っております。これは割り箸や紙皿、紙皿の代わりに繰り返し使用できるマイ食器、マイボトルを使うことにより、イベントから出る大量のごみを削減することができます。マイ食器、マイボトルを使用した数と同じだけの使用、同じだけの使い捨て容器によるごみが削減されます。また、マイ食器、マイボトルの方がエネルギー消費量や焼却時のCO<sub>2</sub>の削減になります。

次に12に入っています再生資源集団回収活動への参加が拡充になっています。現在は市内の自治会・婦人会・子供会等、地域住民団体が20世帯以上、月1回以上、定期的に再生資源の段ボール・雑誌・広告紙・新聞・飲料用紙製容器、紙パックですね、その他の紙類、古着、缶をはじめ、再生資源収集登録業者に収集・運搬を依頼しています。この地域住民団体数を今現在は20世帯以上を10世帯以上に団体数を減らすなどして参加数を増やしていくということを考えています。

次に事業者の役割です。①に「スリム・リサイクル宣言の店」というのがありまして拡充を考えています。この方策は下の市の役割にも関連するのですが、平成28年1月から2月にかけて、市内の店舗、事業所に事業系ごみの適正処理について聞き取り調査を行いました。その中でごみの減量化・再資源化の推進宣言の店について啓発を行い、登録のアンケートをさせていただきました。この結果、市内約2,500店舗中、回収約1,300のうち、登録希望者が300店とありました。登録希望の事業者数には、ぜひ登録していただき、拡充していきたいと思っています。

次にマイバッグ持参運動への協力、レジ袋削減について拡充を考えております。本市と生活協同組合コープ神戸は平成19年レジ袋削減に関してマイバッグ運動の取り組みに関する協定を締結し、環境を大切にしたい知性と気品に輝く活力ある国際文化住宅都市の実現に向け、市民・事業者・市の三者が協力して確実にごみの減量化・再資源化の1つとしてレジ袋を削減する、という取組をしています。現在ではコープ神戸からはご協力いただいておりますが、他の事業者さんも協力していただきたいと思っております。

次に6番の排出事業者責任の徹底になります。これは、事業系ごみは家庭ごみステーションに捨てることはできません。環境処理センターに持ち込むか、許可業者に委託



するか、再生資源回収業者に売却する等の方法があることを啓発したいと考えております。

次に市の役割のところに入ります。

まず 1 つ目に、広報紙等による施策の周知です。これはホームページやデータ放送や環境協会のフェイスブック、ビラ配り等をして施策を周知していきます。

次に 6 番の事業系ごみハンドブックの発行になり、これは新規になっております。これは今現在、家庭ごみハンドブックだけなんですけど、今のところ 29 年度に事業者向けのハンドブックを作成、配布したいと考えております。

次に 8 番のフリーマーケットの実施です。これは現在、毎年 2 回、JR の芦屋駅前ペDESTリアンデッキで開催していますが、処理センター敷地内でも行えないかと考えております。

次に 9 番のリユース事業の実施にまいります。これは拡充を考えております。前年度は 3 回開催し、今年度として 5 月に 1 回目を開催して約 900 人が参加されております。これを処理センター敷地内においてできないかと考えております。

次に 12 番の「スリム・リサイクル宣言の店」の指定になります。これも拡充を考えております。これは事業者等の対象にごみの減量化・再資源化推進宣言の店として指定することにより、取り組みをさらに拡大し、市民の積極的な利用と協力により、市と市民、事業者が一体となり、運動を推進することを目的としています。登録希望があった約 300 店舗に登録の案内を行い、希望の事業者さまにはぜひ登録していただきたく、拡充していきたいと思っております。

次に 14 番の再生資源集団回収活動の対象基準緩和、これも拡充になっております。現在は市内の自治会・婦人会・子供会等で先程もご説明しましたが、20 世帯以上を 10 世帯以上、個人では 5 世帯に減らす等、登録しやすくしようと考えております。

次に新規の項目なんですけど、17 番の公共施設への小型家電、乾電池等回収ボックスの設置。これは、本庁等公共施設に 90L ぐらいの小型家電回収ボックスを置きまして、不要になりましたデジタルカメラや電子手帳、ゲーム機等を資源物として回収したいと思っております。

次に拡充なんですけど、18 番の持ち込みごみの展開調査の実施です。これは、持ち込みごみを主に施設内のダンピングボックスに広げまして、事業者への産業廃棄物等の持ち込みの指導や、家庭から出ている持ち込みに際しては再資源化できるものも含まれていますので、それは指導していきたいと考えております。

次に 21 番の分別区分の見直し。これも新規になっております。これは今現在 12 分別の区分になっておりますが、例えば他市で実施している容器プラ等を検討しています。

以上が目標値を達成するための方策になります。この方策により目標値は決まりますのでご意見をいただきたいと思っております。

(井上会長)

どうもありがとうございました。ただいまの北村さんのご説明に対しましてご質問・ご意見等ございましたら、挙手をお願いします。指名させていただきます。どうぞ。ご遠慮なく。そしたら吉田さん。

(吉田委員)

これ見ると、グリーンってある。これは何ですか。

最後に載っているグリーン購入対象製品の優先購入。6番ですよ。それから事業者の役割の中の4番。それから市の4番。前もって見てたらグリーンってなんだろうって。植物ですか。

(井上会長)

北村さん、お願いします。

(事務局 北村)

グリーン機器とか家電製品でも、省エネ機器とかございますよね。ああいったものがグリーン対象品になります。

(井上会長)

千田副会長どうぞ。

(千田副会長)

この緑の本の99ページ見ていただくと、グリーン購入とかグリーンコンシューマーについて、市のほうが記載してくださっていますので、定義はこれで、国の方針として環境にいいことをしていることに対してグリーンコンシューマー制度、国の環境省がこういうことを推奨しているのでおそらく芦屋市のほうもされていると思うのです。それでいかがですか。

(事務局 北村)

その通りです。

(井上会長)

いかがですか。

(吉田委員)

はい。分かりました。

(井上会長)

他に何かございましたら。はい。どうぞ。

(吉田委員)

あのですね。これ、聞いてみたらですね、私は初めてなんだけど、これ、基本、根本的に、物を買うとか、物を食べるなってことでしょ。それやったら経済回りませんよね。これ必ず出てくるんですよ。このジレンマどうするかですよ。ということなんですよ。根本は。どうなんですかね。

(井上会長)

北村さん、どうぞ。

(事務局 北村)

物を買うなどということではなくて、ごみの減量につながる再生されたものとかを購入したりとか、そんな考え方でございます。

(吉田委員)

ちょっといいですか。私しゃべって。食べるものをね、買うとしたら必ず買いますよね。必ずそれは100%消費するわけじゃないですよ。ロスは出ますよね。

(事務局 北村)

それは食品リサイクル法であって、豚の餌になったりとかして。

(吉田委員)

要は残るわけですよ。じゃあその残り物をどうするかということと、いちばん根本はどうしたら買わなきゃいいやん。あんまり食べなきゃいいわけよ。それから家具とか電気製品とかあまり無駄に買わなくていいやん、ということじゃないか。市の人に聞いたいな。変なこと聞いてますか。

(井上会長)

はい。どうぞ。

(事務局 北川)

物を買うということは、当然その国の経済活動に大きく影響します。やはりその、大量消費って言われた時代が過去ありまして、その時は無駄であろうがどんどん生産して消費する、と。そういった時代はもう過去のことになっているというのはご存じかと思えますので、日常生活の中ではやはり、いかに無駄な物を買わない、という意識ですね。どうしても無駄な物を買っていると、ごみが出てしまう。ということです。そのあたりの意識っていうのがやはり、我々も行政が啓発していくということ。それを受けて市民の方もそういった意識を持ってもらうっていうのが基本になってくると思えますので、そういった意味で物を買わない、という基本的な考えになろうかと思えます。

(吉田委員)

僕が言いたかったのはね、そういう啓蒙じゃなくて。

(事務局 北川)

そうですね。そのあたりはこの計画の中にもですね、もう少し盛り込んでいくということとか、あと毎年、市でも環境特集号をみなさんに読んでもらっていると思えます。その中にはやはり、物を買わない、とかそういった基本的な考え方、思想までとは言わなくても、そういったものを啓発しています。常にやっていく必要はあると思っています。

(井上会長)

吉田さん、いかがですか。

(吉田委員)

一致してますよね。結局そうじゃないの。それをどうしてみんなにしたらいいかね。

(井上会長)

啓発の部分ですか。

(吉田委員)

そうそう。啓発の部分。ここは啓発じゃないの。

(井上会長)

ただその啓発についても、色々こうね、先程北村さんからね、ご提案があったように思いますけど。

(事務局 北川)

そうですね。このA3の概要版の右端の下の、市(行政)の役割のところのいちばん上の広報紙等による施策の周知とか、2番目の学習機会の確保ですね、このあたりは今、項目としてしかあがっておりませんが、計画作りの中でもうちょっと踏み込んでいくということと、それとこれは基本計画ですので、毎年実施計画っていうものも別に作るということになっております。それはこのホッチキス止めの5ページのところのですね、毎年の実施計画ってございます。これは毎年やっていますので、もうちょっと詳しく毎年毎年どういった啓発をしていくかということになってまいりますので、そこで今、吉田委員がおっしゃっていることの工夫ですね、このあたりはやっていきたいというふうに思っています。

(井上会長)

いかがですか、吉田さん。よろしいですか。今ので。

(吉田委員)

はい。

(井上会長)

じゃあ他に何かございましたら。はい、どうぞ。

(空田委員)

目標値の最後のこの、市民の役割ですか。それから業者の役割、行政の役割について書かれていますね。この中にはあまりにも細かく分析しすぎるといった感じがするんです。というのは今先程おっしゃった、物を買えば余るじゃないですか。食べた残りのカスをどうするんや、というような極端な例がありましたよね。そんなのはこれの8番目ですか。食材や日用品の最後まで使い切りと。こういう文章は我々、ある程度の年の方は理解できるんですけど、今の若い人というのは、どっちかっていったら使い捨てっていうか、物が安く、こういうテーブルとか椅子とかいうのも、簡単に買って簡単に壊れる、というのが1つの大きな要素のような感じがするんです。私の意見としては。だからあんまり細かく分けられたら色々質問が出てくると思うんですけどね。どうなんでしょ

う。そこらへんは。

(井上会長)

その話はいくらも、だけど市民の役割 12 個書いてありますよね。それ、細かすぎるって話ですね。

(空田委員)

簡素化でいいです。簡素にして。

(井上会長)

そういうご意見でございますけど、いかがですかね。これ昔はどうなんですか。もっと少なかったんですかね。これを増やしていったんですね。たぶん。

(事務局 北村)

そうです。新規は項目的には増やしています。

(事務局 北川)

たくさん項目出てます。この計画作り、この環境施設課が担当して、職員、日々の業務の中で、いかにごみを減らすとか、分別するだとか、それを日常の業務としてやっております。そういった中で今回、市民の方にどういった考え方を持ってもらおうかというのを長いことディスカッションしているわけですね。そういう中でやはり経験上、出てくるものが上がってきた、というのが実際のところでしてね、じゃあ役割という形で具体的に入れるかどうかというのはいちよと整理をするということも方法かと思えます。そういった過程の中で出てきたもんだということですね。

(井上会長)

空田さんいかがですか。よろしうございますか。  
新規に、新たに作ってきたら増えてきたという話なんですね。  
他に何かございますか。じゃあ新しく来られた住友さん、何かございますか。

(住友委員)

新しくっていうのではないんですけど、広報紙による施策の周知、市の役割なんですけども、私も市のハンドブックですか、最初私は芦屋に住んでなかったんですけど、12 年前に引っ越ししてきて、ハンドブックに本当にきちんと細かく書かれた、要はきちんとしたごみの捨て方ですか、それをすごく参考にしてごみの分別とかやってきて今現在に至ってるんですけど、やっぱり広報紙とかもっとなんかホームページですか、私は神戸でずっと住んでたんですけど、神戸ではワケトンっていうキャラクターが何年前か前にあって、やっぱりあれが私なんかすごくもう興味がありまして、本当にあんまり読まない、ごみのあんまり関心がなくても、ワケトンのキャラクターですごくなんていうかやってみようかな、ていう、それに広報紙もやっぱり読んでみようかな、っていうそういうやっぱり興味、関心をやっぱり引き付けるやっぱり何か、やっぱり芦屋も何かあればいいのかな、っていうのがすごく感じてます。

(井上会長)

ここキャラクターないんですか。神戸市は確かにワケトン、トンちゃん。

(住友委員)

分けるっていう意味ですよ。あれ。分別するっていう意味でワケトンですよ。

(井上会長)

そういう意味です。

(住友委員)

悪者のキャラクターもあつたりとかして、割と若い人もああいうやっぱりキャラクターで結構引きつけ、ごみ問題に引き付けられるものがあるのではないかっていう、私なんかそこは、神戸にいたもんですから、すごく感じてるんですけども。できたら芦屋市もなんかそういう、ちょっとこう若い人にも浸透できるやっぱり広報紙を読んだりとかホームページでもやっぱり読んだりとか、そういうやっぱり啓蒙するとか、啓発していく、やっぱりそういうごみの問題についても環境問題、自分たちにやっぱり日々すごくごみ問題が日々の生活にとっても環境とか密接してるっていうこともやっぱり意識を啓発していくためにも、そういうやっぱり取り組みやすいついていうなんかがあればいいのかなっていうふうに思ってます。

(井上会長)

ありがとうございます。これに関しては内部でまた一度ご検討ください。

(事務局 北村)

はい。検討します。

(井上会長)

そういたしましたらですね、時間もまいりましたので、続きまして3つ目のですね、パイプライン施設の概要についてという議題に関しまして事務局から説明をお願いいたします。

(事務局 藪田)

環境施設課の藪田です。パイプライン施設の概要につきましては、私から説明させていただきます。

まずスクリーンのほうを使って説明させていただきます。資料につきましてもA4横のカラー刷りの資料をお配りさせていただいております。同じものが前に映しだされますので、そちらでまた見ていただけたらと思います。すでにですね、これまでの審議会でも何度かご説明させていただいておりますけども、今回メンバーも入れ替わって新たな体制になりましたので、再度ですね、ご説明させていただきたいと思います。

ごみの収集方法なんですけどもパッカー車等で収集する方法が一般的となっておりますけど、芦屋市では一部の地域で可燃ごみをパッカー車を使わないで地中に埋めた鉄管を使って収集しております。そのパイプラインなんですけども、運用するにあたっての課題がございまして、現在市で施設のあり方を検討しております。今後この審議会でも審議

していただきたいと考えておりますので、まずはこの施設の概要を簡単に説明させていただきます。

芦屋市の概要から説明させていただきます。芦屋市の地図がございまして、赤い線で囲ったところが芦屋市となっております。西は神戸市、東は西宮市となっております。平成 27 年 10 月 1 日現在のデータでございまして、人口は 96,616 人、世帯数は 44,224 世帯となっております。年間の可燃ごみ、行政回収しております収集量につきましては 17,745t となっております。パイプライン地域でございまして、この赤い線で囲った芦屋市の中でも南のほう、地図で言いますと下のほうになるんですけども、緑で囲ったところ、こちらがパイプライン収集している地域となっております。緑で囲った枠、2 つございまして、上のほうが芦屋浜地域となっております。この芦屋浜地域、臨港線より南側になるんですけども、この埋立地ですね、いちばん南の東の端っこ、この地図で言いますと右下には環境処理センターがございまして、こちらごみ焼却場がございまして、こちらにパイプラインで集める施設がございまして、もう 1 つ埋立地がございまして、南側に南芦屋浜という埋立地がございまして、こちらの 2 地域でパイプライン収集をしております。

パイプライン収集ですけども、先程もありました環境処理センターに集めてまいりまして、この町のなかにはですね、ずっと赤い線で張り巡らしてあるんですけども、こちら道路下に直径約 50cm の鉄の管が埋められてございまして、この中をごみが通って集められてくるというような仕組みになっております。その赤い線の途中とか先端にごみを投入していただく投入口というのがございまして、こちらの人口ですけども、パイプラインをご利用されている人口、同じく平成 27 年 10 月 1 日現在で 15,611 人、芦屋市全域から見ますと約 16% となっております。世帯数につきましても同じく 16% の 7,151 世帯、ごみの収集量につきましても同じく 16% の 2,783t 収集しております。

パイプライン収集の対象ごみということでパイプラインの投入口に入れていいもの、いけないものがございますけど、上の対象と書いてあるところ、燃やすごみにつきましてパイプラインに入れてくださいということになっております。生ごみから紙くず、プラスチック類です。ただしパイプラインの投入口はですね、大体大きさが 30cm 四方となっておりますので、そのサイズよりも小さいものとなっております。この投入口に入れてはいけないものというのは、その下の非対象となっております、紙資源、ビン、缶、ペットボトル、小型家電、鉄類、このようなものはですね、パイプラインに入れずに、一般の地域と同じようにごみの日に出していただいて、パッカー車で収集しているということになっております。こちらがですね、入れてはいけない非対象のごみにつきまして、左側の写真はですね、投入口の周りにそのような缶とか、ダンボールを出していただいている写真になります。右につきましても集積場を設置して出していただいている写真でして、こちらをパッカー車で集めて回っているということです。

パイプラインの構造でございまして、上にですね、漫画ですけど、住宅がございまして、その住宅地の中にですね、このダストシュートとか地上投入口とかいうのがございまして、高層につきましては別なんですけど、戸建住宅大体 20~30 軒に 1 つぐらいの割合でこのような地上投入口が設けられております。写真で見ますとこのような形で銀色の部分ですね、鍵を回して取っ手を引いてごみをそこに捨てる、という形です。この地上投入口が 127 箇所ございまして、また高層住宅につきましても、1 階部分は同じような投入口ございまして、高層住宅の上層階のほうからもごみを捨てられる形で、その投入口から上に向かって配管が伸びていっております。その上のほうですね、エレベーターホー

ルなんかにですね、ダストシュート、投入口ですけど、このようなものが設けられておりまして、こちらからごみを投入できるようになっております。こちらの高層住宅とか、市営住宅、県営住宅たくさんございまして、215箇所設置されております。

続きましてその地上投入口の地下の部分ですけど、捨てられたごみっていうのがまずこの地上投入口の地下にあります貯留排出機というところに一旦、貯められる。ここに貯められたごみ、捨てられたごみというのは一旦、ここに貯められますけど、これは1日もたないもので、1日に何回かここからごみを排出しているということになります。満杯になりますと、下の緑で囲った線が環境処理センターになっておりまして、その環境処理センターの中にブロワーという機械がございまして。このブロワーを動かして先程の貯留排出機の中にたまったごみを吸引して運んでくる、ということになります。このようなブロワーがございまして、掃除機で言うところのモーターとか羽根車というイメージになっております。こちらのブロワーを動かしましてごみを集めてまいります。その貯留排出機と環境処理センターを結んでますのが、こちらの輸送管、直径50cmの鉄の管になりますけど、こちらの輸送管の中を大体時速80kmから90kmぐらいのスピードでごみが流れて、飛んでまいります。材質は普通の鋼管となっておりまして、厚さが6mm～19mmということで、場所によって使い分けております。環境処理センターにやってまいりましたごみですけども、まずは分離機という機械に入っております。こちらの分離機でごみと空気を分けてまいります。イメージ的にはですね、紙パックのいらぬ掃除機なんかでサイクロンとか言われてるものと同じような原理でして、遠心力を用いた原理でごみと空気を分けております。ごみは重たいので下へ落ちてまいります。その下にあります貯留ドラムというところにごみが貯められてまいります。この貯留ドラムに1日分のごみを貯めてまいりまして、1日に1回ですね、この排出コンベヤというベルトコンベヤで次の施設へ運ばれていきます。

その次の施設なんですけど、このブロワーとか分離機が入ってますこの収集センターという建物があるんですけど、この建物のすぐ横に焼却炉が入っております焼却炉棟というのがございまして。こちら地下でつながっております、ベルトコンベヤで、焼却炉のごみピットに直接排出されてまいります。こちらの焼却施設のごみピットに入りましたごみは、この後、ごみクレーンで掴みまして、焼却炉の中へ投入されて燃やされてまいります。燃やしたごみは焼却灰になりまして、先程も説明ありましたが、尼崎にトラックで運んでその後、船で神戸沖へ運んでいってる、という状況です。ですので、パイプライン地域のごみにつきましては、このみなさまお使いのですね、投入口にごみを捨てていただきますと、誰の目にも触れずに燃やされて埋め立てられていく、というものでございます。先程分離機で分けましたごみと空気ですけど、分けた空気につきましてはその後ろにあります防塵機というフィルターが入った機械に送られまして、こちらで塵とか埃なんかを除去してまいります。その後ですね、活性炭の入っております脱臭装置に入れまして悪臭を除去した後、大気へ放出しております。これらの設備を監視・制御しておりますのが中央制御室で、コンピューターが何台も並んでいたりですね、その奥には信号通信装置というのがございまして。このコンピューターの画面ですけども、例えばいちばん左の画面につきましては、芦屋浜とか南芦屋浜とかの投入口とか貯留排出機なんかの状況をですね、満杯になってる、とか故障してる、とか、停電してる、そういうのが一目でわかるようになっております。真ん中の画面につきましては、ブロワーとか貯留ドラム、分離機なんかの運転状況が分かるようになっております。

続きましてパイプライン導入の経緯なんですけど、まず芦屋浜の地域からですが、昭



和 50 年にですね、芦屋浜埋立地域で町づくりが始まりました。当初、良質で適正価格の高層住宅の開発、高層住宅における良好な住環境の整備をテーマに進められてまいりまして、この芦屋浜地域の中心にあります高層住宅へのパイプラインの導入が決まってまいりました。その後ですね、技術的信頼度、経済性、環境改善等が見込まれるということで芦屋浜全域にパイプラインを導入するということになってまいりました。その後、昭和 54 年に廃棄物運搬用のパイプライン施設が稼働してまいりました。

続きましては南芦屋浜地域でございますけども、平成 4 年にこの南芦屋浜地域全域でパイプライン施設の導入が決まっております。理由につきましては芦屋浜地域と同じような理由でございます。平成 10 年に入居が開始され、パイプラインが動いてまいりました。その中で平成 14 年にですね、発生ごみ量の減少に伴う投資効果の低下、柔軟な町づくり戦略への対応が困難という理由からですね、この赤い囲った地域のパイプライン施設の敷設事業が中止されてまいりました。

最後にそのパイプラインの施設でございますけど、昭和 54 年、芦屋浜地域のパイプラインの運用開始と同時に、昔の焼却工場に併設される形でパイプラインは動いてまいりました。その後ですね、焼却炉の建て替え、南芦屋浜地域の開発に伴いまして平成 10 年にこのセンター棟のパイプライン施設も現施設のほうに建て替え・更新してまいりました。現在ですね、平成 10 年より古い機械につきましては当初から本格的な改修はしておらず、老朽化が進行している状況になっております。最後にですね、現在の取組なんですけども、芦屋市行政改革、平成 24 年 5 月の行政改革にですね老朽化したパイプライン施設についてあり方を検討するというところで、我々検討を進めてまいりました。平成 24 年度、25 年度につきましては、課題の整理・調査・研究を市で進めてまいりまして、平成 26 年度は学識経験者等で構成します第三者検討委員会、こちらでパイプライン施設を見ていただきましてですね、客観的なご意見なんかをいただいてまいりました。さらには芦屋市全域でですね、市民アンケートも行ってまいりました。同時にですね、この廃棄物減量等推進審議会、市議会へ経過報告をしてまいりました。平成 27 年度はですね、26 年度に行いました第三者検討委員会でのご意見、ここでですね、パイプラインを利用されている方の地域住民の方の意見をよく聴いて進めるように、との意見をいただきましたので、27 年度はその地域住民の方へ説明と意見を伺ってまいりました。今年度ですね、平成 28 年度につきましては、そのパイプラインの地域住民の代表者の方と話し合っていこうということになっております。同時に今回もこのように廃棄物減量等推進審議会でも報告させていただいておりますけども、ある程度市の考えがまとまってまいりましたらこの審議会でも色々ご審議していただきたいな、と考えております。私からは以上です。ありがとうございました。

(井上会長)

どうもありがとうございました。そうしましたらですね、ただいまのご説明に対しましてですね、ご質問とかご意見ございましたらどうぞ。

はい。大永さん。

(大永委員)

いまの経過のお話の中でですね、昨年 1 年間、勉強会という形でされてはいたんですけど、確かに 15 回やってるんですけど、参加者は 300 人くらいですか。だからそういう意味では問題を周知した、というふうにはならない、と我々は考えてまいりまして、

検討委員会での意見というのは、かなり広い地域の中での意見聴取をきっちりしないとかなり大変なことになりますよ、という意見でしたので、そこらへんについて具体的に色々話して欲しいな、ということがありまして、今年の7月に市長さんに陳情いたしまして始まったところで、まだ具体的な話は全く始まっておりませんので、これからという状況になっております。以上です。

(井上会長)

はい。ありがとうございました。じゃあ今のご質問に対して藪田さん。

(事務局 藪田)

はい。先程大永委員から説明していただきましたけど、昨年度ですね、我々、勉強会という形ですね、年間16回開催させていただきました。いろんな周知方法を使ってですね、環境処理センターの会議室でしますよ、とか夜も土曜日も開催したり、たくさんの方が参加できるようにですね、集会所でもさせていただいたんですけど、なかなかご都合が合わなかったのか、結果300人ほどしか集まっていただけなかった、という結果になっております。それでもですね、たくさんのご意見をいただきまして我々としては一定の成果はあったかな、と思っております。

大永委員のほうではそれだけではちょっと足りないということでしたので、今年度は代表者の方ですね、さらに話し合っていこうかなと考えております。以上です。

(井上会長)

はい。ありがとうございました。じゃあ次、田中さん。

(田中委員)

現在の取組の最後にですね、28年度、この審議会で審議すると書いてますけども、何を審議するんですか。具体的に教えてください。

(井上会長)

はい。藪田さん。

(事務局 藪田)

審議会ですね、廃棄物の基本的事項を審議する、ということになっておりまして、このパイプラインのことにつきましてもですね、色々ご審議していただいてですね、ご意見をいただきたいな、と考えております。具体的にどのようなことを、というところへんにつきましては、まだ我々市としまして色々検討している最中でありまして、具体的なことまで今はございません。以上です。

(田中委員)

申し上げたいのは具体的に何を審議するか分からない。後ろに市民の方、結構おられますね。私の感じでは大多数の方がこのパイプラインを利用されてるんじゃないかな、と推測してるんですけど、これは生活に直結してるんですよ。私住んでるところはパイプラインありません。ということはパイプラインのない人間がですね、良いとか悪いとか言えません。みなさんの生活を脅かすことですから。そうすると何を審議するんです

か。審議して、例えばですよ、私がこれは老朽化してるから、もう廃止したらどうですか、言われたら、言いますと、相当、町帰ったら恨まれますね。生活を脅かすんですからね。そう簡単に審議委員だから言うて、審議して下さいでは、あまり簡単に言うて欲しくないんです。私、賛成する、反対する、一切言うてませんからね。ついでに1つお聞きしたいのは、このパイプラインは最初計画した時は寿命は何年で計算してたんですか。これに対して今何年経過したから、当初の計画よりも老朽化、非常に激しいのか、大体計画通りの寿命になってるのか、この資料では全然分からないんですけどね。これは参考で教えていただきたい。

(井上会長)

藪田さん。どうですか。

(事務局 藪田)

この施設の寿命なんですけども、今回の資料ですね、まず概要説明ということで簡単なものをご用意させてもらってます。今後どんどんと審議が進んでいくにあたって、詳しい資料とか必要なものをお出ししていくことになろうかと思えますけども、どのぐらいの計画であって、何年ぐらい使ってるかってことなんですけども、パイプライン施設はですね、国のパイロット事業ということで言うと、試験的につて言うと言い方ちょっとおかしんですけど、実績のないシステムをまず導入していこうということで、芦屋市では環境省の確か第1号だったと思うんですけど、そういうようなパイロット事業として採用されて進めてきたものです。寿命なんですけども、大体こういう機械ものとか電気ものですね、細かく分けますと色々あるんですけども、大体コンピューター関係で言いますと7年~10年が寿命かな、と。大きな機械なんかにつきましても、物にもよりますけど、10年とか15年とか30年、色々年数はございます。そういう中でパイプラインですね、本当に順調に日本国内で色々な都市で導入されていってですね、実績上がってきますと、各メーカーさん参入されてですね、価格も下がってくるでありますとか、国のほうもどんどん進めていくということで、補助金を出したりとかっていうことがあるんですけども、そういう結果に今なっていないということで、各メーカーも参入から撤退していったり、国も補助金が出なくなっているという状況で、本来すべき年数はきているんでしょうけど、なかなかやれるような状況に今なっていないということでございます。

(井上会長)

ありがとうございました。いちばん古いやつで昭和54年でしたよね、ですから1979年ですから、40年近く経ってる、ということですね。もう古いやつはね。これに関しましてはですね、去年も一部この審議会の中でこのパイプラインについてですね、ご報告いただいて、実態とかね調査していただいて、当初20都市ぐらいでしたかね。現在やってるのが本市だけでしたかね。そんなもんでしたね。

(事務局 藪田)

現在動いてるのが確か6施設ぐらいあったかと思えます。廃止予定いうところも含めてその程度だったかと思えます。

(井上会長)

はい。ありがとうございます。これですね、今日はね、時間がないんですけども、北川部長、今後この審議会に諮問していただけるんですね。

(事務局 北川)

市としましては正式にこの審議会のご意見を伺うということは、まず諮問させていただく、というのが始まりであります。それに対してこの審議会として答申というこういう手続きがあるんですけど、我々が諮問するにあたりまして、パイプライン施設をどうするんだとか、こうしてこう、ああしてこう、そういったものを当然文章としてお出しするわけなんですね。そういう時の出し方をですね、まず見ていただいてその上でみなさんがどういうふうに思われるか、会としての意見をまとめていただくっていうことになりますので、まだまだお伝えする情報も足りないってところかと思えます。なかなかこんなもので何を判断するんだというご意見かと思えます。我々みなさんからご意見をいただくにあたっては、出来る限り情報提供していく、と。その中で総合的に判断していく、と考えておりますので、そういった流れで諮問させていただく時期がまいつてくるということでございます。以上です。

(井上会長)

その諮問を受けてですね、この会の中でパイプライン使っておられるみなさんもおられますし、使っておられない方もおられまして、意見をですね、それぞれこう述べていただいて、そして活発な議論をかわして、どういうふうにもっていったらいいかということですね、ある一定の結論というかですね、方向性を出していきたいという、そういう話やったんですね。そこで終わってここにきているわけですね。今後またこれを話していく、ということになります。そういたしましたらですね、今日はですね、一応ご説明だけということですね、詳しい議論はまた今後させていただく、ということになります。そういたしましたらですね、最後の議題としてその他ですけども、事務局から何かございますかね。

(事務局 北村)

特にございません。

(井上会長)

はい。吉田様。

(吉田委員)

この2年間にやろうとされてる。この2年間に今のパイプラインについてなんですけど、それは、これを審議し、結論を出すという意味で捉えたらいいんですか。

(井上会長)

それは諮問いただいてですね、どういうふうな形でいただくんかまだはっきりしてないんですよ。今、部長おっしゃられた。我々としては一応、どういうふうにするかっていうその諮問をね、まだ受けてないんで、どうしていくかっていうことはまだはっきりしてないんですけどね。

(吉田委員)

まだ霧中ですか。でもないんでしょ。霧の中ですかっていう質問したんだけど、大体具体的になってるんですか。

(井上会長)

はい。どうぞ。部長。

(事務局 北川)

当然、市の中で検討しております。検討を重ねる中で今年度も地元の代表の方とまた色々とお話をさせていただき、そういうものを積み上げていながら、市としての一定の考え方を示してみなさんからご意見をいただく、というようなので予定しているということでございます。

(吉田委員)

先程のね、2年間にそれを行ってしまうということですか。

(事務局 北川)

すみません。審議会の委員さんの任期は今回から2年間ということなんです。その中、このパイプラインの件に関しましては別に2年間の任期の中でどうこうやってもらっているのは別のものだと考えてもらっていいと思います。

(吉田委員)

別物と考えていいんですか。

(事務局 北川)

2年間と別に拘束されるものではありません。市としては今年度中にはみなさんにご意見をいただきたいという運びになっているということと、別に2年間の任期がございますということでございます。

(井上会長)

そういうことですね。はい。お願いします。  
結論は2年間で出せということじゃないというお話で。

(吉田委員)

最短では今年中ってなるんですか。

(井上会長)

いや、それは諮問いただいてからになりますから諮問いただくのはいついただけるかっていうのははっきりしないんですよ。

(事務局 北川)

年度内にはですね、みなさんにご意見をいただくという形を出して、我々としての意見をいうことですね。

(井上会長)

それを受けて我々はここでディスカッションしてですね、ある方向性が出せたらな、ということですね。どういう形で諮問がくるかはまだ分からない。まだ内部で調整されてるようですね。はい。どうぞ。樋口様。

(樋口委員)

先程、田中さんおっしゃったように、全くうちもパイプラインしておりませんし、多分発言に対してどこまで責任持てるかっていうことも多分出てくると思うんです。ワイワイと意見がいっぱい出る会議ではないので、誰かが言うた言葉でなんか決まるようなそんな雰囲気でもまた困るんですけども、とりあえず機械のことは今日のご説明でよく分かりましたので、今度はそしたらどんな方がどの年齢の方がどのぐらいの割合で住まれて、今後どうなのかというその住民の方の情報をいただかないと、高齢者ばかりになってきてるのに、新しくごみを出せっていうのもまたおかしい話だし、だけどそれに投資する金額と見合わないということも出てくるかもしれませんし、とにかく機械のことは今日ちょっとよく分かりましたので、どんな方が、下手な言い方じゃないですよ。どういう層で何年間でどれぐらいの変化があって、それからどんなふうに人口が見込まれるのかとか、ごみが昔に比べて減ってるのか増えるのかとかいう細かいことを一応、材料でいただくとまたそれを見て判断をできると思うんですけども、ただただ、いるとかいないとかを評価せいと言われてもさっき田中さんがおっしゃったように、僕はやっぱり言えないので、その情報をきちっといただきたいと。それとやっぱり地震っちゃうことがよく言われておりますので、あの地震ですね。それについて今のままではずっと設備はあるわけですから、どんなふうに考えてられるのかということもやっぱり参考意見としてお聞かせ願えないと、審議できないと思うので、以上 2 点よろしく願いしたいんですけども。

(井上会長)

はい。北川部長。

(事務局 北川)

今のご意見、当然なかなかまだ情報が足りない、ということかと思えます。樋口委員のおっしゃってることを切り口にですね、再度また説明の機会を持たしていただくと考えています。以上です。

(井上会長)

この件に関しましてはですね、今後またね、議論を進めていきたいと思えます。諮問いただいてそれを見てですね、また考えていきたい。

そういたしましたらですね、本日もう時間が来ておりますので、議事はですね、ここで終了させていただきたいと思えます。

今後の日程ですね、これについて説明をお願いします。

(事務局 東山)

今後の審議会の日程でございましてけれども、次回以降、年内につきましては 10 月の

上旬、そして11月の下旬、予定してございまして、年が明けて来年の3月末までにはあと1回予定してございますので、みなさまよろしくお願ひしたいと存じます。

(吉田委員)

すいません。10月上旬と12月。

(事務局 東山)

10月上旬と11月の下旬。あくまで予定ではございますけれども、予定してございまして、年が明けて来年の3月末までにもう1度考えてございます。

(井上会長)

はい。ありがとうございました。

(事務局 北川)

今後のスケジュールでございまして、これ基本は計画の策定に関してこれからもみなさんにご意見とか伺う中で、これぐらいの日数が必要と、回数が必要となっておりますので、先程のパイプラインの件につきましても、どこかのこの開催の中でもちょっと合わせてまた説明していくという形になってまいります。以上です。

(井上会長)

はい。そしたらですね、ここで一応終了ということにさせていただきます。

本日はどうもみなさま、ありがとうございました。

そしたら本日の会議はこれで終了させていただきます。

次回また事務局から連絡いきますのでよろしくお願ひします。みなさまお疲れ様でした。

以 上